

改訂監査基準、公表へ

企業会計審議会総会・会計部会合同会合

去る9月3日、企業会計審議会総会（会長・徳賀芳弘京都大学副学長・教授）・第6回会計部会（部会長・徳賀芳弘京都大学副学長・教授）合同会合が開催された。主な審議事項は次のとおり。

監査基準等の改訂

監査意見の根拠の記載や、守秘義務の規定を改訂する。監査部会での議論をもとに、「監査基準の改訂について（公開草案）」等が5月に公表され、意見が募集されていた（2019年6月10日号（No.1547）情報フラッシュ参照）。

今回は、意見募集の際に寄せられたコメントをもとに所要の修正を行い、「監査基準の改訂に関する意見書」等がまとめられた。

委員からは特段強い反対意見はあがらなかったため、事務局の提案どおり進められることとなった。なお、各基準の実施時期は次のとおり。

- ・ 2020年3月決算に係る財務諸表の監査から実施
- ・ 2020年9月30日以後終了する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から実施
- ・ 2020年4月1日以後開始する事業年度に係る四半期財務諸表の監査証明から適用

内部統制基準・実施基準の改訂

2018年7月に公表された「監査基準の改訂に関する意見書」で、財務諸表監査における監査報告書の記載区分等が改訂された。それに伴い、財務諸表監査と合わせて記載される内部統制監査報告書についても改訂する必要があることから、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（公開草案）」が取りまとめられた。

委員からは「財務報告と内部統制報告を一体化する流れにおいて、内部統制基準をあわせて改正する方向性に賛成する」と、「基準を改訂することに異論はないが、監査役等の責任の全体像を議論すべきとも考えている」、「内部統制報告書上では問題がないとされていても不正が頻発している。企業の内部統制のどこに問題があり、どう改善していくべきかをクリアにした基準作成をお願いしたい」といった意見があがった。

会計基準をめぐる変遷と最近の状況等

会計基準をめぐる変遷と最近の状況等について報告が行われた。報告者と報告事項は次のとおり。

- ・ 会計基準を巡る変遷と最近の状況（金融庁）
- ・ 「会計基準の選択に関する基本的な考え方」の開示内容の分析（株東京証券取引所）
- ・ 企業会計基準委員会（ASBJ）の活動（企業会計基準委員会）
- ・ 国際会計人材の育成の取組み（公益財団法人財務会計基準機構）

財務省法人企業統計調査

—平成31年4～6月期調査

この調査は、統計法に基づく基幹統計として資本金1千万円以上の営利法人等を対象に、企業活動の短期的動向を把握することを目的として、四半期ごとの仮決算計数を調査しているものです。なお、平成20年度調査より、金融業、保険業を含めた調査を実施しています。以下は令和元年9月2日に発表した平成31年4～6月期の調査結果の概要です。

回答法人数 22,729社 (19,029社)
 回答率 70.8% (70.6%)
 () 書きは金融業、保険業を除いた数値です。

前年同期増加率の推移（金融業、保険業を除く）

（単位：％、億円）

区分	30.4-6	7-9	10-12	1-3	31.4-6	
売上高					(実額)	
全産業	5.1	6.0	3.7	3.0	3,459,119	0.4
製造業	6.7	4.3	3.9	1.1	978,933	△1.2
非製造業	4.5	6.6	3.7	3.7	2,480,186	1.0
経常利益					(実額)	
全産業	17.9	2.2	△7.0	10.3	232,325	△12.0
製造業	27.5	△1.6	△10.6	△6.3	75,542	△27.9
非製造業	12.4	4.6	△4.9	18.4	156,782	△1.5
設備投資					(実額)	
全産業	12.8	4.5	5.7	6.1	108,687	1.9
	(14.0)	(2.5)	(5.5)	(6.9)	(96,433)	(△1.7)
製造業	19.8	5.1	10.9	8.5	36,156	△6.9
	(21.1)	(3.8)	(11.0)	(8.4)	(33,408)	(△7.7)
非製造業	9.2	4.2	2.7	5.0	72,531	7.0
	(10.3)	(1.8)	(2.3)	(6.1)	(63,025)	(1.8)

(注) 設備投資の()書きは、ソフトウェア投資額を除いたベース。

財務省では、「法人企業統計調査」の公表の早期化を進めています。調査の対象となった法人は、必ず提出期限までに財務省（財務局・財務事務所）への提出をお願いします。なお、次令和元年7～9月期の調査票の提出期限は令和元年11月11日、結果の公表は令和元年12月2日の予定です。

前記の報告をもととして、今後どのような論点を取り上げるべきか、議論が行われた。委員からあがった主な意見は次のとおり。

- ・四半期開示の任意化
- ・単体での財務諸表の開示の簡素化
- ・内部統制報告書の監査をより詳しく行う
- ・有価証券報告書と事業報告書の一体化の議論が進まない原因の分析
- ・IFRS適用企業の有価証券

- 報告書における、日本基準とIFRS基準との差異の継続開示の廃止
- ・IFRS適用企業の業種ごとの偏りの原因分析
- ・国際的な意見発信のさらなる強化
- ・IFRS適用企業の好事例集をまとめてはどうか

事務局からは「今回あがった論点について検討を行う。今後会計部会などで取り上げる可能性がある」との説明がされた。

会計

収益認識基準の四半期財表への注記、議論—ASBJ

去る8月26日、企業会計基準委員会は第415回企業会計基準委員会を開催した。

主な審議事項は次のとおり。

IFRS17号修正(IG17X)

下検討

6月26日にIASBから公表された公開草案「IFRS第17号の修正」(以下、「本ED」という)に対するコメントが検討された。

本EDは、強制発効日を2022年1月1日に1年延長

するなど、的を絞った修正を提案するもの。
ASBJ事務局は、コメント対応方針として次のように示した

- (1) 一般論として、一度公表した基準をその発効日前に修正することは、IFRS基準全体(およびIFRS基準を開発するIASB)の信頼性を損なう可能性があるため、望ましいことではないのではな

ポニティフ・メンタルヘルス

永野芽郁、長い目、五十知命

メンタルクリエイト 江口 毅

暑さのせいでしょうか。韻を踏みたくまりました。この原稿が皆様のお手元に届くころには、少し涼しくなって、そんな気持ちではなくなっているかもしれません。

聞きながら、お客様との長いお付き合いは、その長い時間のなかでさまざまなドラマや感動を生むのだからと漠然と思っていました。

この話を聞いて思い出したことがあります。筆者がアルコール依存症者の支援に携わっていたときのことです。アルコール依存症という病気は回復が難しく、不幸なことに亡くなる方も少なくありません。よって、その仕事に就いた当初は何度も無力感や絶望感を感じたものでした。しかし、長年アルコール依存症者とお付き合いをさせていただいたり、断酒会やAAと呼ばれる自助グループで何年も断酒している回復者と出会うたりすることで、支援者として徐々に希望を持つようになりました。その仕事を長く続けなければ、無力感や絶望感だけで終わってしまい、アルコール依存症者に対して希望を抱くことはできなかったのだらうと思います。

友人の転職の際の動機についても筆者の前記の体験についても「点と線」という言葉が思い浮かびます。短い付き合いでは「点」でしか捉えられず、何のために目の前の人と向き合っているのか

わからなくなることがあるかもしれない。しかし、長い付き合いによって、あらゆる「点」と「点」がつながり「線」になったとき、目の前の人と向き合う意味、仕事の意味、生きる意味がみえてくるような気がします。

このことは、日常の人間関係にもいえます。私たちは第一印象や短い付き合いで、相手のイメージを決めつけたり何かしらのレッテルを貼ったりすることが少なくありません。しかし、それでは本当の人物像がみえてきません。同僚と付き合いながら部下を育てること、子どもを育てること、それらすべてに同じことがいえます。腰を据えて、じっくりと「点」を「点」をつなぎ「線」にしていく作業によって、私たちは目の前の些末なことにとらわれず、今までみえてこなかった何かを発見するのだと思えます。

「ひとつの商品を通じて、お客様と長く付き合っていける仕事をしたかった」とのことでした。高級な腕時計や懐中時計、ジュエリーなどは、子どもたちへ引き継がれていくことが少なくないようです。そうすると、場合によっては何十年の間、ひとつの商品を通じてお客様と付き合い合っていくことができます。また、高級なものは大切に扱われることが多いので、メンテナンスなどを含めて、購入したお客様とも長いお付き合いになるようです。だから、この会社に腰を据えて働くつもりだと彼は話していました。そのような話を

聞きながら、お客様との長いお付き合いは、その長い時間のなかでさまざまなドラマや感動を生むのだからと漠然と思っていました。この話を聞いて思い出したことがあります。筆者がアルコール依存症者の支援に携わっていたときのことです。アルコール依存症という病気は回復が難しく、不幸なことに亡くなる方も少なくありません。よって、その仕事に就いた当初は何度も無力感や絶望感を感じたものでした。しかし、長年アルコール依存症者とお付き合いをさせていただいたり、断酒会やAAと呼ばれる自助グループで何年も断酒している回復者と出会うたりすることで、支援者として徐々に希望を持つようになりました。その仕事を長く続けなければ、無力感や絶望感だけで終わってしまい、アルコール依存症者に対して希望を抱くことはできなかったのだらうと思います。友人の転職の際の動機についても筆者の前記の体験についても「点と線」という言葉が思い浮かびます。短い付き合いでは「点」でしか捉えられず、何のために目の前の人と向き合っているのか

いか。

(2) 今回の改正は例外的に許容せざるを得ないと考えるが、これ以上発効日を遅らせるべきではないのではないか。

開草案に盛り込む方向。
(2) 四半期財務諸表
収益認識に関連した四半期財務諸表に係る開示項目として、収益の分解についての注記を求める事務局案が示された。

そのうえで、本EDで修正提案されている項目は、修正しないと誤った情報提供となる可能性が大きいものまたは導入の実務上の課題に対応するものに限定されているので、本EDに賛成との事務局案が示された。

委員からは、事務局案に賛成の意見がいくつか聞かれた。

表示

第100回収益認識専門委員会(2019年9月10日号(No.1555)情報ダイジェスト参照)に引き続き、収益認識会計基準の開示・表示に関する事項の検討が行われた。

(1) 重要な会計方針の注記

収益認識に関連して重要な会計方針として、少なくとも、企業の主要な事業における主な履行義務の内容、および企業が当該履行義務を充足する通常の時点を注記すべきとする事務局案が示された。

委員からは、賛成意見が多く聞かれ、おおむねこの提案で公

「見積りの不確実性の発生要

因」、「関連する会計基準等の

定めが明らかでない場合に採

用した会計処理の原則及び手

続一に関する開示

(1) 見積りの不確実性の発生要

因
第37回ディスクロージャー専門委員会(2019年9月10日号(No.1555)情報ダイジェスト参照)に引き続き、「会計上の見積りの開示に関する会計基準」について、審議が行われた。

「セグメントと紐づけた情報は利用者のニーズが高い」と賛成意見もあがった。

適用時期について、2021年3月31日以後終了する連結会計年度および事業年度の年度末に係る連結財務諸表および個別財務諸表から原則適用するという事務局案に対して、委員からは、賛成意見が多く聞かれた。

(3) 適用時期

2021年4月1日以後開始する連結会計年度および事業年度の期首から原則適用とする事務局案が示された。

委員からの「その日程感で準備が難しいといった議論はなかったか」という質問に対して、事務局からは「直接の指摘はないが、公開草案で意見が出てくるかも」との回答があった。

*

今後の流れとして、事務局から、(1)および(2)の公開草案を同時に公表したいので、(1)の審議が終わったらあわせて公表議決を諮りたい旨が示された。

委員からの「その日程感で準備が難しいといった議論はなかったか」という質問に対して、事務局からは「直接の指摘はないが、公開草案で意見が出てくるかも」との回答があった。

経理用語の豆知識



インセンティブ報酬の会計処理

コーポレート・ガバナンス強化(改革)の1つの施策として、中長期的に企業価値を向上させることを目的とした役員等に対するインセンティブの付与である、株式報酬や業績連動報酬といったインセンティブ報酬があげられる。

インセンティブ報酬の類型には、①株式報酬型ストック・オプション、②業績連動型ストック・オプション、③権利確定条件付有償新株予約権、④時価発行新株予約権信託、⑤株式交付信託、⑥リストラクテッド・ストック(事前交付型または事後交付型)等がある。①、②、③、⑤については会計処理が定められており、ストック・オプションについては、権利確定日以前の処理と費用計上額の算定および権利確定日後の処理がある。③については、おおむねストック・オプションの会計基準が適用される。⑤については、株式給付型について、総額法の適用、自己株式処分差額の認識、従業員へのポイント割当等に関する会計処理等が定められている。



偶発事象

偶発事象は、利益または損失の発生する可能性が不確実な状況が貸借対照表日現在すでに存在しており、その不確実性が将来事象の発生することまたは発生しないことによって最終的に解消されるものをいう。このような偶発事象は偶発利益と偶発損失とに分類できる。

偶発損失について、将来の特定の費用または損失であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができる場合には、当期の負担に属する金額を当期の費用または損失として引当金に繰り入れ、当該引当金の残高を貸借対照表の負債の部または資産の部に記載することになる。

偶発債務(債務の保証(債務の保証と同様の効果を有するものを含む)、係争事件に係る賠償義務その他現実に発生していない債務で、将来において事業の負担となる可能性のあるものをいう)がある場合には、その内容および金額を注記しなければならないとされている。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2019年8月29日	デジタル・プラットフォームと個人情報等を提供する消費者との取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方(案)	公正取引委員会	「プラットフォーム型ビジネスの台頭に対応したルール整備の基本原則」(平成30年12月18日公表)を踏まえ、優越的地位の認定、濫用行為となる行為類型などを示したものの。コメント期限は2019年9月30日まで。 https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTD&ETAIL&id=110300034&Mode=0	—
2019年8月30日	所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約を改正する議定書等		2013年1月24日に署名された日米租税条約を改正するもの。同日に発効。源泉徴収される租税に関しては、2019年11月1日以後に支払われ、または貸記される額から、情報交換および徴収共助に関する規定は同日から適用される。 https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_007762.html	—

金融

解決策を見出せない 米中貿易戦争

米トランプ政権は9月1日、第4弾となる対中国制裁関税を発動した。家電関連・衣服・靴・時計などの3、243品目、100億ドルを対象に15%が上乗せされる。スマートフォン・パソコンなどの1、600億ドルについては、同じ15%の関税を12月15日から課す予定だ。

米中貿易戦争は、昨年7月のアメリカによる818品目の340億ドルに対する25%の関税から始まったが、その後も止まることなく、むしろ拡大する傾向だ。今回の第4弾は5月に発表されたものの、G20サミットでの米中首脳会談において、貿易協議開始に合わせていったんは見送ることになった。しかし、その後の閣僚級協議や上海での通商協議を経ても進展がみられず、中国が大阪で合意した農産物の大量購入の約束を履行していないとして、8月1日に第4弾実施が表明された。中国側も対抗策として、750億ドル分のアメリカからの輸入品に5%〜10%の追加関税をかけ

る。今後の動向としては、中国が今回のアメリカ側の措置を世界貿易機構(WTO)に提訴し、アメリカが第3弾までに実施した追加関税25%を、10月1日より30%へ引き上げる。

両国の対立は、今後も激化する予見され、当面は根本的な解決策は見出せないだろう。ペンス副大統領が昨年10月の演説で示したように、アメリカは中国を軍事的・経済的にアメリカの覇権を脅かす存在と位置づけているためだ。

アメリカの貿易赤字の根本理由は、個人消費がGDPの約7割と大きな割合を占めるため、マクロ経済学でいう貯蓄投資バランスが恒常的にマイナスになることが原因だ。ペンス演説とは別の話であり、中国の脅威に向き合うことで赤字解消策を見出すことは不可能だ。

今後、税率の引上げなどさらに対立が深まれば、中国経済減速の世界経済に与える影響が一層大きな問題となってくる。

証券

秋相場が始まる株式市場、米市場次第の展開か

株式市場は秋相場に入り、今年集大成を迎える。この季節は歴史的に波乱が多く、その震源はたいいてい米株式市場である。

米株価は6月、8月には調整局面であったが、それぞれ短期間で持ち直している。米以外の市場は米株価下落に呼応して下落、米株価回復に連れて持ち直したものの、その幅は米株に及ばず、世界の同時的株価変動は米株価一人勝ちとなっている。

世界の株価は米中の関税引上げ合戦の行方に左右されるといつてよいが、実際に株価を動かすのは米大統領の中国輸入品に対する関税の税率、課税対象範囲へのさじ加減1つという構図だ。相手方の中国は受け身であり、政策対応で株式市場に影響を及ぼすことができない。

米大統領は、対中関税の引上げ発表で株価が下落、調整となると、金融政策当局FRBに利下げ圧力をかけ、株価を立ち直らせる。いったん発表した関税引上げの実施時期、課税幅を変

更することも株価のポジティブな反応を引き出した。

大統領は、来年秋の大統領選挙を最重要課題の1つに位置づけている。選挙の勝敗は来年春季の景気や雇用状況が決め手になるとされ、大統領はそこから逆算して効果的と思われる政策をとると予想される。

大統領の政策姿勢は今後、変更される可能性が十分にある。焦点の米中貿易問題では現在、強硬姿勢を繰り返しているが、大統領支持者から対中関税政策に対する不満・不平が高まれば、一転、融和姿勢に転換するかもしれない。その場合、米株価はプラス反応するだろう。

このしわ寄せが日本に及ぶことが懸念される。この夏大統領は、中国向け輸出が減少して余ったトウモロコシをかうよう安倍首相に依頼した。支持者の農民層を救済するためである。

景気、企業収益、円相場など日本でも懸念材料は多いが、日本の株価動向は米市場次第といわざるを得ない。